

修正

日本修身書

尋常小學用

卷四



K 1 2 0 . 1

7 3

4

檢定申請本



修正
日本修身書

尋常小學用

卷四

東京

金港堂書齋株式會社

目次

第一課	孝行	第九課	養生
第二課	孝行	第十課	後を圖る
第三課	兄弟	第十一課	沈毅
第四課	女工	第十二課	皇恩
第五課	朋友	第十三課	忠孝
第六課	公明	第十四課	愛國
第七課	博愛	第十五課	國法
第八課	學問		

第一課 孝行

人の行ひは、善きも
悪しきも、さまたま
あれども、善は孝行
にすぐるはなく、悪
は不孝より重きは
なし。されば、人の



行ひは孝より大いなるはなし」とて、むか
しも今も、孝行の人をめで、不孝の人を
せめざるはなし。

藤原良繩フジハラヨシタダは、孝行の心深き人なり。父の
つとめさきにて、死したるをききし時は、
かなしみて氣絶し、母の病ひにかかりし
時は、晝夜おこたらずかいほりしたり。

第二課 孝行

仁德天皇は、應神天皇の第四の御子にして、天性至孝にましましたり。其の皇子にておはしまししころ、父帝年老いて、末の御子稚郎子を愛したまへり。或る日皇子と其の御兄とを召して、「汝等幼き子と年長けたる子とは、いづれを愛するか」と問

ひたまへり。皇子は、早くも父帝の御位を弟に譲らんの御心あるをさとり、「幼きを愛す」と答へたまひければ、父帝大いに悦びたまひ、遂に稚郎子を立てて皇太子となしたまへり。

孝子の老を養ふや、其の心を樂しましめ、其の志しにたがはず。

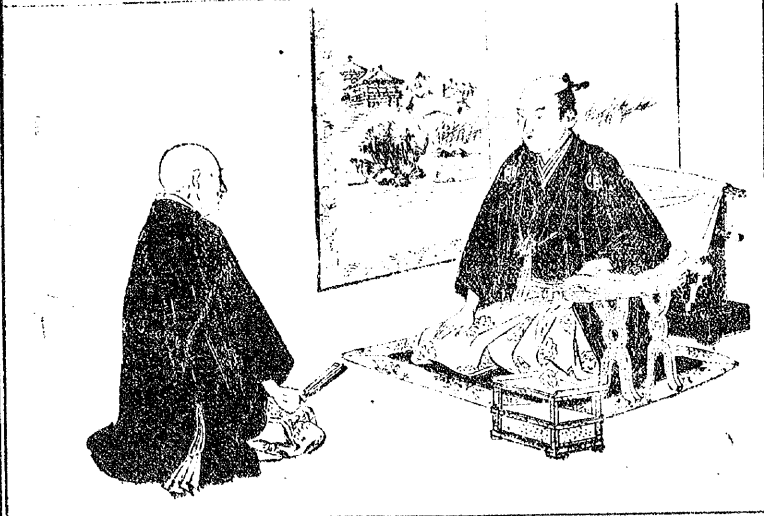
第三課 兄弟

兄弟の親しみを全くするには、兄は弟を
あはれみいたはり、弟は、兄をあがめうや
まひて、たがひに争ふことなきにはしかず。
本多忠勝^{チカカツ}病みて死せんとする時、黄金壹
萬兩を、次男忠朝^{チカトモ}に分つべきことを遺言せ
り。忠勝死して後、長男忠政^{チカマサ}其の金を分た

ざりしに、忠朝は少しも争はず、兄上は家
來も多ければ、其の金を以て扶助の料にあ
てらるべし、我は、家來も少ければ、金の入
用なしといひたり。忠政之を聞きて、深く
はぢいりしひて金を分ちければ、さうらば
入用の時まであづけおきたし」とて、生涯受
け取らざりき。

第四課 女工

徳川頼宣那波某に向ひて女子のしつけ方をたづねしに、女子には、學問を修めしめ、貞信の道をわきまへしむる外



に、大切の事三つあり。第一は、自ら髪をゆふことなり。第二は、裁縫に熟することなり。第三は、料理の仕方を知ることなり。と答へたり。頼宣これより其の娘に、學問の外なほ髪ゆひ、裁縫、料理の三つをよく習はしめきとぞ。

第五課 朋友

朋友は、互に信を守りて、たのもしくすべし。

新井白石は、木下順庵の門人なり。順庵白石を加賀侯にすすめんとしけるに、同じ門人に岡島石梁とて、加賀の國のものあり、此の事をききて、白石に向ひ、「余は

國許に老母あり、若し師のすすめにて本國の君に仕ふることを得ば、此の上もなき幸ひなりといひたり。

白石其の心をあわれみ、直ちに順庵につげ、願はくは、小子をおきて、まづ石梁を御すすめ下されし。とこひければ、順庵感じ入りて、白石のいふ如くになしたり。

第六課 公明

事に當りては、まづ
其のよしあしを明
らめ、義に基きて之
を行ふべし。

昔北條ホージョウ氏の時めき
しころ、青砥藤綱アヲトフカツナ



青砥藤綱訴
状をらぶ

といふ人 裁判の事をつかさどりし時、一
人の武士、北條氏と田を争ひて、訴へ出でた
り。役人ども北條氏をおそれて、之を非と
しけるに、藤綱くはしく取りしらべ、武
士の申し立てを正しとしたり。武士其
の恩に報いんとて、ひそかに金をおくり
ければ、藤綱直ちにこれをかへしたり。

第七課 博愛

藤七は、洪水の出でし時、舟を出して人をたすけ、又用水のみぞをほりて、村の益をはかりたり。



吾が家の内、又は家の外なる道に人の往來のさはりとなるものあれば、之をのぞきて他所へ移し、のどかわく人には、一杯の水をあたへつつかれたるものには、一椀の食をあたふる類、いささかなる事ながら、人の益となること大いなるべし。

第八課 學問

萬づの事、學ばざれば、眞の志しありても、其の道を知らずして、成し遂げがたし、殊に忠孝の二つは、其の志しありとも、其の道を知らざれば、忠が不忠になり、孝が不孝になること多し。故に殊更忠孝の道をよく學び、其の法を知りて

行ふべし。

中江藤樹ナカエトシヅメは、十一歳の時、大學を讀みて、深く其のをしへに感心して、聖人も學びて至ることを得べし、といひしが、それよりいよいよ書を讀み身を修めて、名高き人となりたり。

人學ばざれば、道を知らず。

第九課 養生

寺澤廣高は肥前の國唐津の城主なり。常に養生を心がけ、毎日朝早く起きて、食事前必ず馬に乗り、食事後は、武藝を學びて、身體をすこやかにし、用事なければ、毎夜早くいねて、身體をやすめ、精神を養ひたり。されば平生は勿論軍にの

のぞみても、人におくれを取らざりき。廣高常にいへるよし、「夜ふけまで、無用の事を語りあへば、いたづらに精神をつからせ、明日の勤めをもさまたぐるものなり」とて、召し使ひの人々にも、早くいとまをあたつ、眠りにつかしめたりとぞ。



第十課 後を圖る

徳川家光、老僧の
つぎ木するをみて、
これをあざけりし
に、僧みかへりて、心
なき事をいふ人
かな。今此の木を

つぎおけば、後住の代に至りて、何れ
も大木となり、寺の景色もよくなる
べし、我はただ寺のためを思ひてつぎ
木するなり、我が一代のためばかりを
思ふにあらず」と答へければ、家光其
の心入れをほめて、褒美をあたへた
り。

第十一課 沈毅

凡そ人は沈毅とて、心雄雄しくして、おちつきたるをよしとす。臆病にして心おちつかざれば、事をあやまりやすし。

昔、池田輝政、岐阜の城を攻めおとしし時、其の右筆芳賀内藏允を召して、勝

ち軍のしらせをかかしめおたり。をりふし城の焔硝ぐらに火うつりて、おそろしくおとしければ、人人あわておどろきしに、内藏允は、手さつふるはず、おちつきて、てがみをかきおたりとぞ。

勇者は、おそれず。

第十二課 皇恩

世世の天皇は、いづれも仁惠ふかくましまししが殊にすぐれて、民を愛したまひしは、仁徳天皇なり。



天皇の御世に、凶年うちつづきて、民のかまどより立ちのぼる烟りもたえだえになりければ、天皇之を憐み、供御の費えをはふきて、租税公役をゆるしたまへり。かくて三年をすごしけるほどに、民のかまどより、烟り盛んに立ちのぼりければ、朕已に富めり」とて悦びたまひき。

第十三課 忠孝



第十三課 忠孝
 むかし平清盛タケナカのお
 ごりをきはめしこ
 ろ、藤原成親フジハラナリナカといふ
 もの、清盛をにくみ
 て、之を亡さんとし
 けるに、後白河法皇ゴシラカハホリオー

も之にくみしたまへり。

清盛之をききて、大いに怒り、成親をとら
 へ、且法皇をもおしこめ奉らんとしけるを、
 清盛の長子重盛シゲモリ父の前に出て、世に皇恩ほ
 ど重きはなし、然るを、今其の恩を忘れ
 て、不忠の事を行はんとす、其のつみおそる
 べしといさめければ、清盛遂に思ひ止りたり。

第十四課 愛國

後一條天皇の御代、女眞の賊來りて對馬壹岐の二島にあたし、壹岐守某を攻め殺し、進みて筑前の國に攻め入りたり。時に藤原隆家といふ人、太宰權師として宰府にありけり。此の人弓箭のわざこそ習はざれ、心雄雄しきものなりしかば、直ちに兵を出し、迎

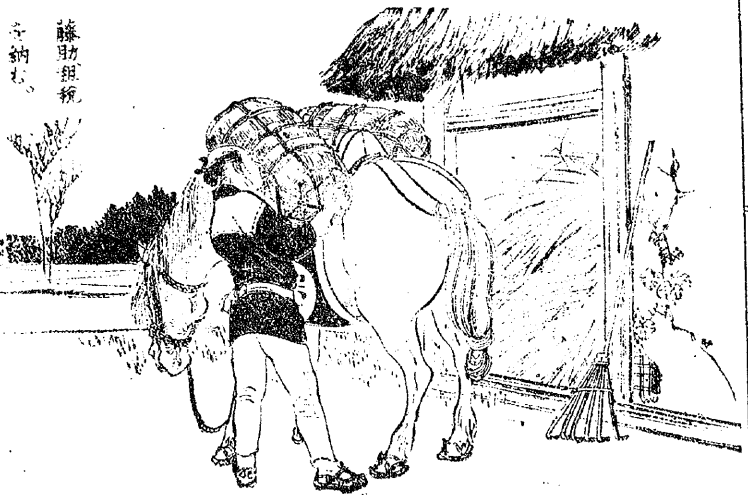
へうちて、賊を退けたり。

賊猶すきをうかがひて、他の處を攻めしかど、隆家諸將に令をつたへ、兵を出し船を發して、之を伐ち退けければ、賊勝ちがたきを知りて、遂に逃れ去りたり。

國をうれへて家をわすれ、身をころして難をすくふは、忠臣の志しなり。

第十五課 國法

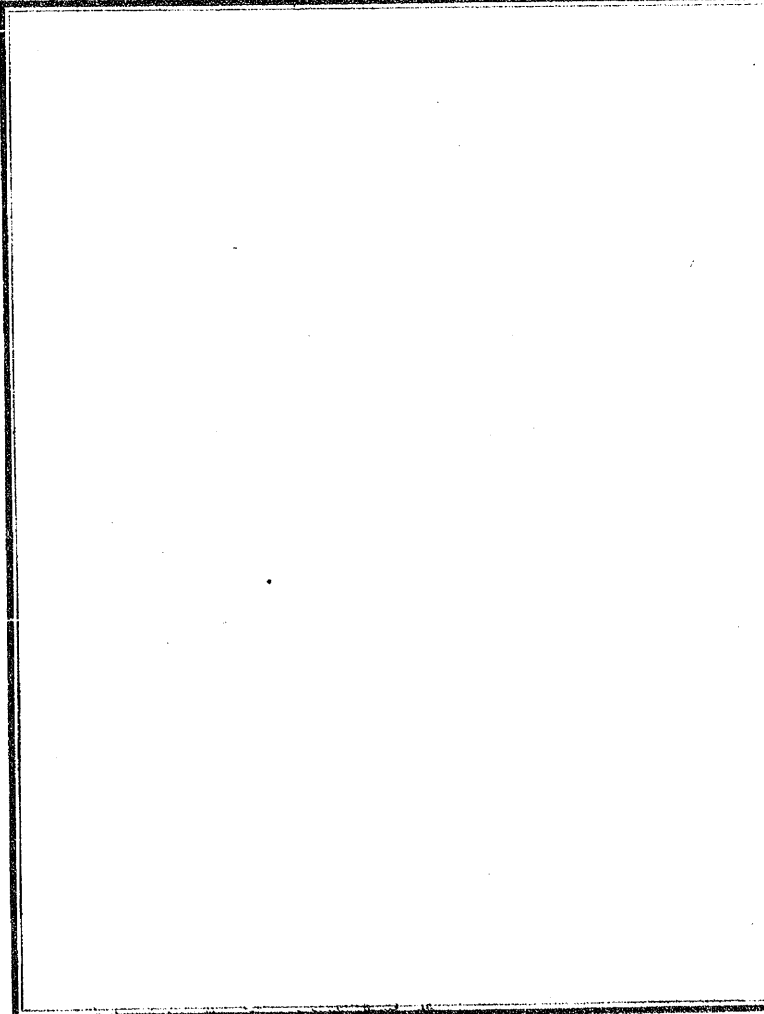
國に掟なければ、弱
きものは、強きもの
の爲めにおしつけ
られ、強きものも常
に争ひ合ひて、一日
も安き日はなかる



藤助租税
を納む。

べし。されば古より掟を定めて、是等の
争ひをふせぎ、善き人をたすけ、悪しき
人をこらすことなり。

藤作といへる人は、常に國の掟を重んじ、
租税は必ず人に先ちて納め、又村の人に向
ひて國の掟を重んずべき事、諸役人の命
を守るべき事等をさとしけりといふ。



明治二十八年一月十五日印
 同 年一月十八日發
 同 三十四年四月廿四日修正再版印刷
 同 年四月廿八日發

行	刷	行	刷
卷一	金四錢貳厘	卷三	金六錢六厘
卷二	金六錢六厘	卷四	金六錢六厘
卷五	金六錢六厘	卷六	金六錢六厘

修正尋日修新

不許複製

著作 渡 邊 政 吉
 發行 兼 印刷者 金港堂書籍株式會社
 代表者 原 亮 一郎
 賣捌所 各府縣特約販賣所

◎弊社ハ常ニ書籍ノ用紙印刷製本等ニ注意シテ勉メテ其堅牢ヲ期セリ、サレド多數ノ中萬一學年間ノ使用ニ耐ヘザルガ如キ粗製ノモノ有之候ハバ御通知次第無代價ヲ以テ御引換可申上候
 ◎本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコトナキハ勿論直接ノ御注文ハ多少ニ拘ラズ運賃ヲモ負擔可仕候

